

第 4 次神奈川県アライグマ防除実施計画
— 外来生物法に基づく防除の公示に係る資料 —
素案（案）

令和 6 年〇月

目次

1	第4次神奈川県アライグマ防除実施計画の策定	1
	(1) 計画策定の背景と目的	1
	(2) 特定外来生物の種類	1
	(3) 計画対象区域	1
	(4) 計画期間	2
2	第3次計画における取組及び成果と課題	2
	(1) 計画的捕獲の実施および地域別重点的対策の推進	2
	ア 取組	2
	イ 成果	3
	(ア) 全県捕獲数	3
	(イ) 地域別の重点的対策の推進	3
	ウ 課題	5
3	第4次計画の内容	6
	(1) 目標	6
	(2) 主な取組	6
	ア 地域別の重点的対策の推進	6
	イ 計画的捕獲の充実	6
	ウ 普及啓発など情報発信の充実	6
	(3) 具体的な取組	7
	ア 地域別の重点的対策	7
	イ 計画的捕獲等について	7
	(4) 緊急的な捕獲等	10
	(5) 被害防止対策	10
	(6) モニタリング・調査研究	10
	(7) 推進体制	11

1 第4次神奈川県アライグマ防除実施計画の策定

(1) 計画策定の背景と目的

ア 背景

アライグマ（カニクイアライグマを含む。本計画中以下同じ。）は北米や中南米が原産地で、ペット等として日本に輸入され、飼われていたものが逃げたり、捨てられたりして野生化しました。県内では、野生化したアライグマによる農作物への食害や人家の天井裏を糞尿で汚す等の生活被害が平成10(1998)年頃から発生しています。また、トウキョウサンショウウオ、アカテガニ等の希少な野生生物に対する捕食の影響も指摘されています。

こうした被害に対し、本県では、平成10(1998)年度から「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」に基づき、被害を発生させた個体の捕獲を中心とした被害対策を講じてきましたが、平成17(2005)年6月の「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（以下「外来生物法」という。）」の施行を受け、市町村はじめ地域住民、農業者、関係団体等の多様な主体とともに、より計画的、総合的に被害対策を進めるため、平成18(2006)年4月1日から平成23(2011)年3月31日までの5年間を計画期間とする第1次神奈川県アライグマ防除実施計画を策定しました。その後、第2次神奈川県アライグマ防除実施計画（計画期間 平成23(2011)年4月1日から平成28(2016)年3月31日まで）、第3次神奈川県アライグマ防除実施計画（計画期間 平成28(2016)年4月1日から令和6(2024)年3月31日まで）の（以下「第3次計画」という。）を策定し、計画的な捕獲を進めてきました。

これまでの取組により、捕獲数は増加傾向にあり、積極的な捕獲が行われた地域の一部では、生息密度の上昇が抑制されている可能性があるものの、目標としていた生息分布域の縮小や個体数が減少しているとは言い難い状況です。

イ 目的

令和4（2022）年度の外来生物法の改正で、法的には、都道府県が外来生物法に基づく防除を行う場合に従来必要とされていた「防除実施計画」の作成義務はなくなり、防除事項を公示し、主務大臣に通知することで防除を行うことが可能となりました。しかし、「特定外来生物被害防止基本方針」では、計画的な防除について、「適切な情報公開の下に合意形成を図りつつ、科学的知見に基づいた適正な目標を設定し、防除を円滑に行うため、防除を行う者は、可能な限り防除実施計画を作成し実行する」ことが定められています。

また、外来生物法の改正では、都道府県は特定外来生物による生態系等に係る被害防止に必要な措置を講ずる（市町村は「講ずるよう努める」）こと、事業者及び国民はそうした被害の防止に関する施策に協力することも定められました。

こうしたことを踏まえ、県による防除として外来生物法第17条の2第2項に定める公示事項を含む内容等（県の防除の一部を市町村が行う場合の内容等を含む）を定めた第4次神奈川県アライグマ防除実施計画（以下「第4次計画」という。）を策定します。

(2) 特定外来生物の種類

アライグマ（学名 *Procyon lotor*）

カニクイアライグマ（学名 *Procyon cancrivorus*）

(3) 防除を行う対象区域

神奈川県全域

(4) 防除を行う期間

令和6(2024)年4月1日から令和11(2029)年3月31日まで(5年間)

2 第3次計画における取組及び成果と課題

第3次計画では、「生息分布域の縮小」と「個体数の減少」を目標として、市町村による計画的捕獲等に取り組みました。

また、県は、市町村が行う捕獲等の取組に対する財政的支援、技術的支援に加え、平成29年度に発足した「かながわ鳥獣被害対策支援センター」が地域別の重点的対策を通じて、新たな捕獲技術の試行や市町村への技術的指導などを実施しました。

(1) 計画的捕獲の実施および地域別重点的対策の推進

ア 取組

市町村等は、既に生息密度が高い地域では「生息密度を低減させるための捕獲の推進」、生息密度が上昇傾向にある地域では「生息密度の上昇を防止するための捕獲の推進」、侵入初期段階の地域では「分布拡大防止に向けた集中的な捕獲の推進」など、地域の状況に応じた重点的対策を実施しました。県は、「生息密度を低下させるために最低限必要な延べわな設置数¹(必要捕獲努力量)」に関する情報を市町村に提供するとともに、効果的な捕獲のための研修や効率的な防除手法普及のための研修等を実施しました。

1 延べわな設置数(=わな設置数×設置晩数)は捕獲努力量と言います。アライグマの生息密度を減らすために最低限必要な捕獲努力量のことを必要捕獲努力量と言ひ、これ以上の捕獲努力量を投入すれば生息密度が減少に向かうことが期待される数値です。必要捕獲努力量は、単位面積当たりの捕獲努力量と捕獲効率(捕獲数/捕獲努力量)²の変化から算出し、第3次計画では約1km四方メッシュ毎の数値で示しました。

2 捕獲効率は「アライグマの捕獲されやすさ」を示す数値で、数値が高いほど捕獲されやすかった(少ない延べわな設置数でたくさん捕獲できた)ことを示します。「捕獲されやすかった」⇔「アライグマがたくさんいる」という想定により生息密度変化の指標にも使われますが、捕獲効率には、わなの設置条件(場所・時期・期間・実施者の技術等)も大きく影響するため、解釈には注意が必要です。

イ 成果

(ア) 全県捕獲数

市町村を中心として捕獲の取組を進めた結果、外来生物法が施行された翌年の平成 18 年度に 1,800 頭を超える捕獲数を記録しましたが、その後は平成 27 年度まで毎年 1,200 頭前後で推移しました。しかし、平成 28 年度から増加傾向にあり、令和 2 年度以降は 2,000 頭を超えるアライグマの捕獲となりました。

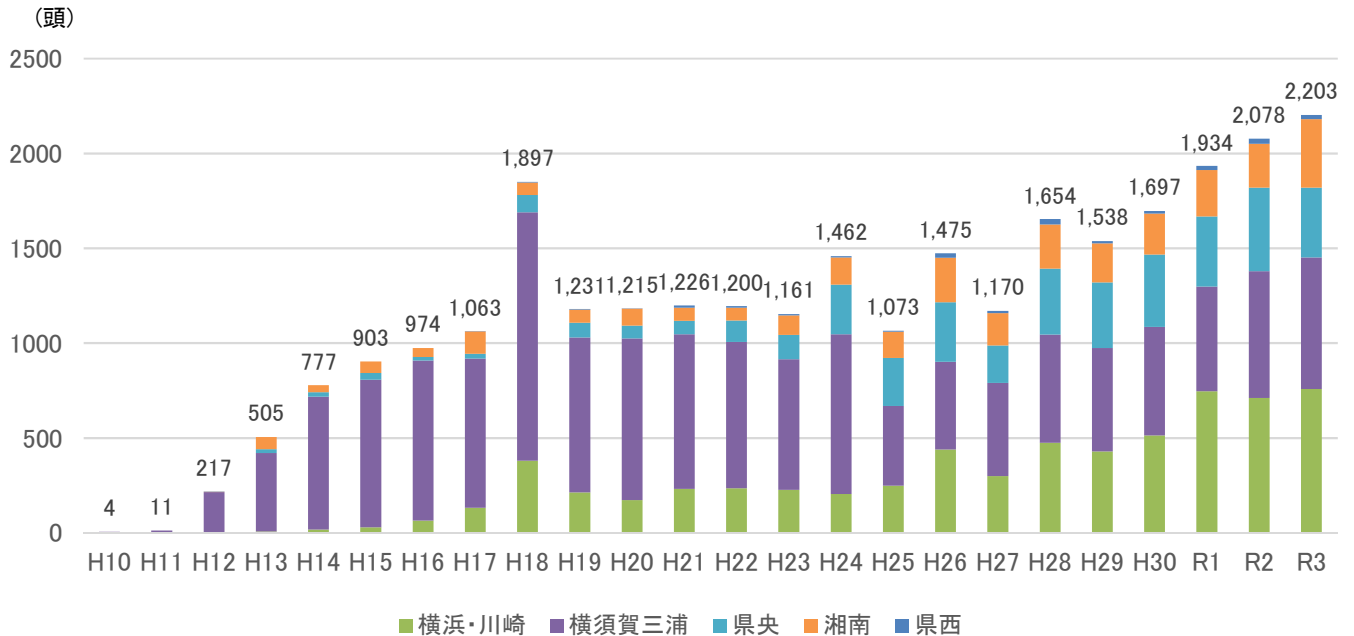


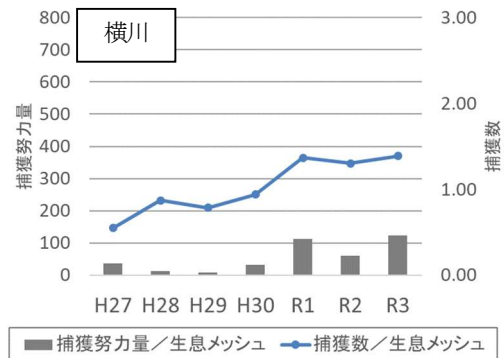
図 1 神奈川県内でのアライグマ捕獲数（平成 10 年度～令和 3 年度）

(イ) 地域別の重点的対策の推進

a 生息密度を低減させるための捕獲の推進

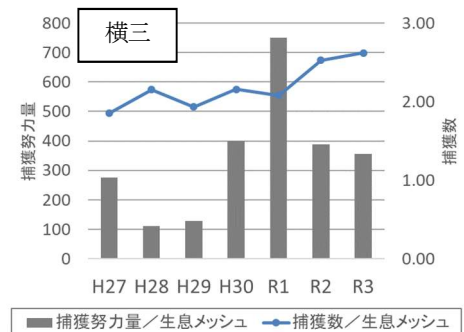
・ 横浜川崎地域

アライグマの生息密度が高く、かつ上昇傾向にあったため、市による捕獲が実施され、県は一部地域において、捕獲技術指導などを行いました。捕獲努力量は増加し、捕獲数も増加傾向にあります。



・ 横須賀三浦地域

アライグマ防除実施計画策定前から高い生息密度でアライグマが生息していました。市町により継続して捕獲が実施されており、一部地域では緑地等での計画的な捕獲も実施されています。近年は、高い捕獲努力量による捕獲が継続的に実施されており、捕獲数は横ばいから緩やかな増加傾向となっています。

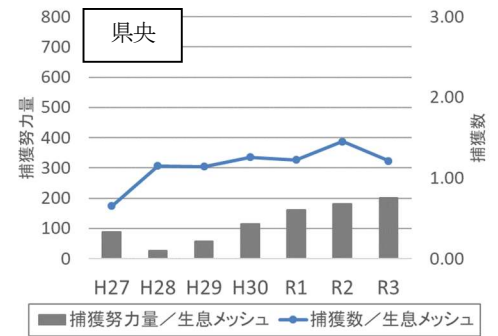


b 生息密度の上昇を防止するための捕獲の推進

・ 県央地域

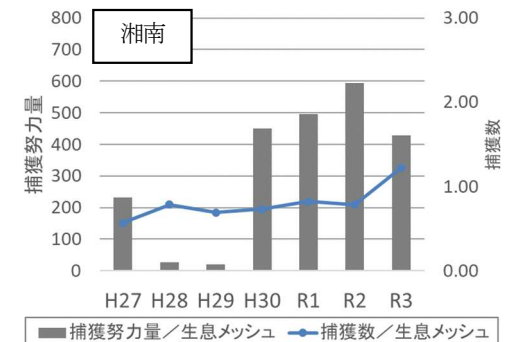
近年分布拡大し生息密度が上昇傾向にありました。市町村による捕獲が実施され、一部地域では緑地等での計画的な捕獲も実施されています。また、県による現地調査や捕獲技術指導、試行的な捕獲を行い、捕獲努力量は増加しました。

捕獲数は増加傾向でしたが、近年は横ばいで推移しています。



・ 湘南地域

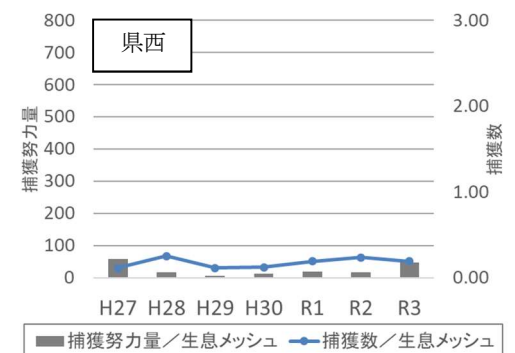
近年分布拡大し生息密度が上昇傾向にありました。市町による捕獲が実施され、一部地域では緑地等での計画的な捕獲も実施されています。また、県は、一部地域で試行的な捕獲を行い、捕獲努力量は大幅に増加しています。その結果、捕獲数も増加傾向にあります。



c 分布拡大防止に向けた集中的な捕獲の推進

・ 県西地域

一部の地域で生息が確認される状態が続いています。被害報告や目撃に応じて市町による捕獲が実施されています。捕獲努力量は小さく、捕獲数も少ない状態が継続しています。



ウ 課題

全県的に積極的な捕獲が進められたことにより、捕獲数は増加傾向にあります。しかしながら、第3次計画開始当初と比較しても分布状況に大きな変化はなく、分布域の縮小も確認されていません。また、生活被害、農作物被害は横ばいで推移しているため、現時点では個体数が減少傾向にあるとは言い難い状況です。

これは、被害が確認された場所で重点的に捕獲が実施されるため、被害報告がない緑地などでの捕獲が進みにくいことや、計画的な捕獲を進めるための体制整備に地域差があることなどが要因と考えられます。なお、県では、面的な捕獲を推進するため、必要捕獲努力量に関する情報を市町村に提供しましたが、体制的に必要捕獲努力量を達成することが難しい地域が多いため、必要捕獲努力量と生息密度の低下について十分な確認ができない状況です。

なお、県西地域では、顕著な分布拡大が確認されていないものの、一定数の捕獲が継続しているため、一部地域で定着がすすみつつあると考えられます。

また、アライグマが好んで生息する水辺を含む緑地は、生物多様性が高い地域でもあるため、捕獲が進まないことで生物多様性に影響することが危惧されます。

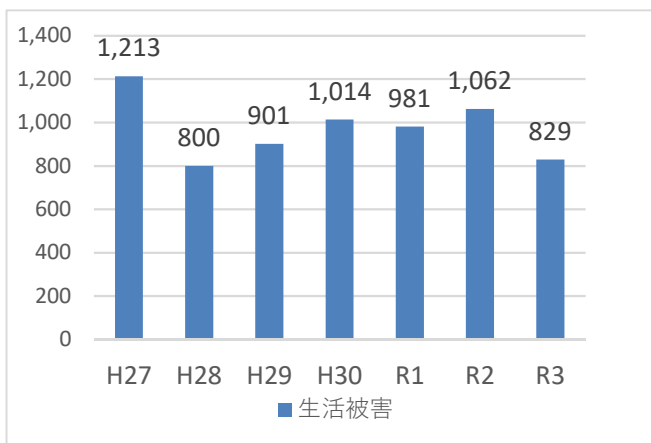
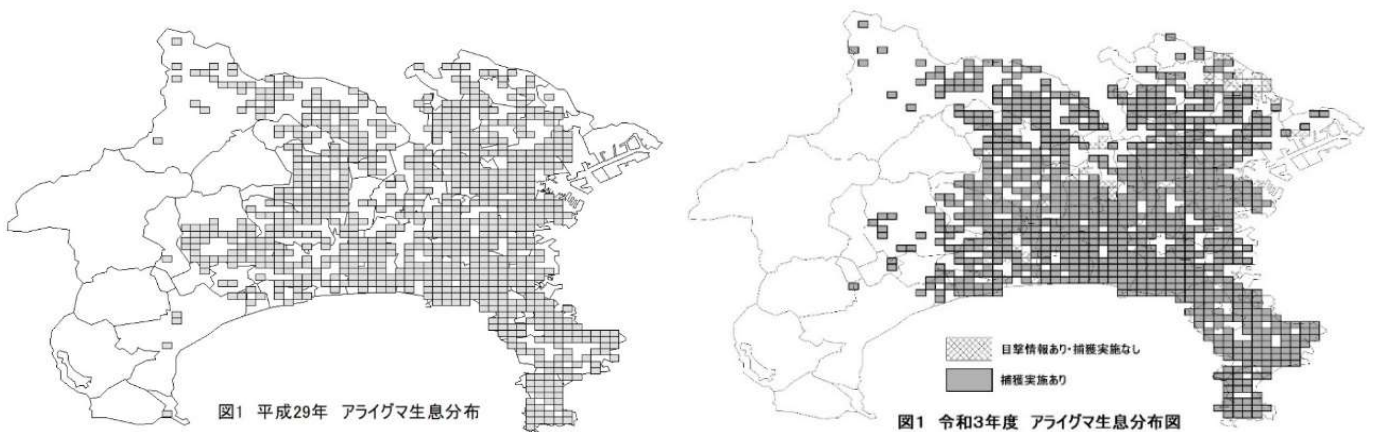


図3 生活被害件数

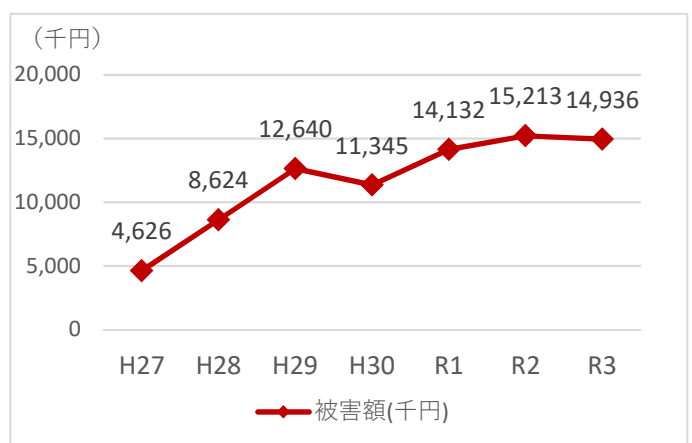


図4 農作物被害額

3 第4次計画の内容

(1) 目標

第3次計画期間では、捕獲の推進による捕獲数が増加し、一部地域での密度上昇の抑制、東西地域への分布拡大抑制の可能性が示唆されたものの、全県的な分布域の縮小や個体数の減少が確認されておらず、被害の減少も確認されていません。繁殖能力や適応能力が高いアライグマの生息分布域の拡大や被害地域の拡大を抑制するため、第4次計画での目標は、第3次計画に引き続き次のとおりとします。

- | |
|-----------|
| ○生息分布域の縮小 |
| ○個体数の減少 |

この目標達成に向けて、第4次計画では、これまでの経験・知見を活かし、地域の実情に応じた地域別の重点的対策により、計画的捕獲を充実させるとともに、広く施設管理者や県民に向けてアライグマの問題や防除の必要性などの情報発信に努め、誘引物の撤去やわな設置など県民等の協力の促進を図ります。

(2) 防除の方法

ア 地域別の重点的対策の推進

既に生息密度が高い地域、生息密度が上昇傾向にある地域、分布拡大の懸念がある地域、生物多様性の損失が進む地域など、地域の状況にあわせた防除を実施します。また、県は、これまでのノウハウを活かし、地域の状況に応じた体制立ち上げ支援や技術的支援を行います。

イ 計画的捕獲の充実

アライグマの個体数の低減に向けて、これまでの住宅地や農地など被害発生日点での捕獲に加え、在来生物への影響が強く懸念され、繁殖場所ともなる緑地等での捕獲や通年での捕獲など、捕獲場所及び時期を適正化し、より計画的な捕獲を実施します。

また、生息分布域の拡大を防止するため、痕跡調査等によって新たにアライグマの侵入を確認した段階で速やかな捕獲の実施に努め、定着の未然防止を図ります。

ウ 普及啓発など情報発信の充実

広く施設管理者や県民に向けて、アライグマの問題や防除の必要性に関する情報をわかりやすく発信し、理解と協力の促進を図ります。

生活被害を防ぐために、個人レベルでできる住宅侵入を防ぐ方法、敷地内の果実やペットをアライグマから守る方法や、地域レベルでできるすみかや誘引物を減らす環境整備対策など、役に立つ具体的な手法を動画やリーフレット等で発信します。

また、防除対策に取り組む主体に向けて、効果的な対策や成功事例などの情報提供を順次充実させます。

(3) 具体的な取組

ア 地域別の重点的対策

(ア) 生息密度を低減させるための捕獲の推進

生息密度が高いと多いと考えられる横須賀三浦地域並びに同地域に隣接する横浜市の南部及び湘南地域の東部では、これまでに引き続き生息密度を低減させるための取組として、生息が確認されているメッシュや、緑地等における捕獲など計画的な捕獲を推進します。

(イ) 生息密度の上昇を防止するための捕獲の推進

生息密度が上昇傾向にあると考えられる横浜市の北部、川崎市、湘南地域の西部及び県央地域では、生息密度の上昇を防ぐため、生息が確認されているメッシュでの捕獲など計画的な捕獲を推進します。

(ウ) 分布拡大防止に向けた集中的な捕獲の推進

生息メッシュが散在する県西地域では、分布拡大を防ぐ取組として、生息情報の収集に努めるとともに、生息情報があった地域における積極的な捕獲を推進します。

(エ) 計画的捕獲実施のための情報収集、生息分布域把握の強化

分布拡大や生息密度上昇を防止するための計画的捕獲の実施を推進するため、計画的捕獲に関する県市町村間の情報交換等を推進するとともに、鳥獣被害対策支援センターによる捕獲技術等に係る情報提供を進めます。

また、生息分布域の拡大を防ぐため、アライグマの侵入を確認した段階で速やかな捕獲が実施できるよう、痕跡調査の実施等、恒常的に生息分布域など生息状況を把握する取組の強化を図ります。

イ 計画的捕獲等について

(ア) 実施主体ごとの取組

市町村は、捕獲と監視の体制を整備し、毎年度の生息状況を把握した上で、行政区域に含まれるメッシュ¹を生息メッシュと生息未確認メッシュに区分し、生息メッシュについては、被害の解消と地域からの排除を目指して、被害報告の有無に関わらず計画的な捕獲を実施します。また、生息未確認メッシュについては、分布拡大を防止するために監視体制を整備し、目撃や痕跡等により生息が確認された場合は、確認された箇所及びその周辺で捕獲を行い、地域への定着の未然防止に努めます。

県は、生息メッシュについては、モニタリング結果に基づいて、生息密度を低下させるために最低限必要な延べわな設置数（必要捕獲努力量）に関する情報を市町村に提供します。

¹ 各市町村の行政区域を約1 km四方の第3次メッシュ区画（以下「メッシュ」という。）に区分し、3次計画までに捕獲が行われたメッシュ、目撃、痕跡が認められたメッシュ及び隣接するメッシュを「生息メッシュ」、それ以外のメッシュを「生息未確認メッシュ」としました。

また、生物多様性を保全する必要性が高い地域において、必要に応じて希少種等の情報の把握に努めるとともに、アライグマの捕獲等に取り組みます。

(イ) 捕獲の方法

① 基本事項

上記におけるアライグマの捕獲及び捕獲個体の処理（以下「捕獲等」という。）は、市町村を中心に地域住民や農業者、関係団体等が連携して実施します。県は、市町村の取組に対し、財政的支援、技術的支援を行うとともに、生息状況等必要な情報収集のため捕獲等を実施します。（事務手続は資料Ⅰを参照）

また、特に保護すべき生物の生息する地域での捕獲等は、必要に応じて県が実施するほか、市町村、民間団体等と連携して対応を検討します。

捕獲は、生息情報や被害情報があった場所に、はこわな等を設置して実施します。

② 捕獲等従事者

捕獲の実施にあたり、県及び市町村は、捕獲を行う地域ごとに捕獲等に従事する者（以下「従事者」という。）を配置し、従事者数、従事者とその担当区域、狩猟免許の有無等をまとめ従事者台帳として管理します。

市町村以外の者（地域住民、農業者、関係団体等）が捕獲等を実施する場合には、あらかじめ捕獲等を行う地域の市町村に捕獲方法及び処分方法等を届け出る必要があります。市町村は、届出内容が適当と認めた場合には、届出者等を従事者とし、わなの設置期間や捕獲頭数等必要な報告を求めます。

③ 捕獲方法

猟具は、狩猟免許を有する者が使用することとしますが、はこわなもしくはそれに類する器具を使用して捕獲をする場合は、適切な捕獲と安全に関する知識及び技術を有していると認められる者については、免許非所持者であっても従事者に含むこととします。

なお、捕獲等の際には、資料Ⅱ「捕獲等の際の留意事項」を遵守することとし、従事者に周知徹底します。

(ウ) 捕獲個体の取扱い

① 処分の方法

捕獲した個体は、できる限り苦痛を与えない方法（二酸化炭素による処分、麻酔薬の投与等）により殺処分し、焼却、埋却等適切に処理します。

② 譲渡し

捕獲個体の譲渡しについては、外来生物法施行規則第22条の規定及び国の「特定外来生物防除実施要領」に従い、次のとおりとします。

捕獲個体の飼養等（飼養、保管又は運搬。以下「飼養等」という。）をしようとする者に譲渡しをする場合は、譲渡しの相手方が、外来生物法第4条第2号の規定に基づいて特定外来生物を適法に取り扱うことができる者又は外来生物法第5条第1項の規定に基づく飼養等の許可を受けている者（生業の維持の目的で許可を有す

る者にあつては、譲り受けた個体を保管する事業を行う者に限る。)である場合に限り、行うことができます。

ここでいう「外来生物法第5条第1項の規定に基づく飼養等の許可を受けている者」とは、学術研究、教育、展示、その他公益上必要と認められる目的で飼養等の許可を取得している者のほか、生業の維持目的で許可を取得した者のうち自身で譲受けた個体を処分(加工、堆肥化のために一時的に生きたまま扱うなど)する目的で許可を受けた者を想定しており、生業の維持目的で譲受けた後に自身で飼養等する者や、生きたまま他の者に譲渡し・引渡しする者は含まれません。なお、以下の要件をすべて満たせば、「その他公益上必要と認められる目的」として許可を取得できる場合があります。

<要件>

- 飼養等の許可後の取扱方法に関し、「野外での散歩不可」といった規制内容や終生飼養が原則であることについて、許可申請者が十分理解していること。
- 次の事項を飼養等許可の条件として付すことを許可申請者が了承すること。
 - 飼養等をするのできる数量の上限を定めること。
 - 不妊去勢手術等の繁殖制限措置を実施すること。
 - 特定外来生物の譲渡元から、防除で捕獲した個体である旨等の譲渡の経緯を明らかにした証明書を得ること。
 - マイクロチップを基本に、許可を受けていることを明らかにする措置を講じること。
 - 一年に一回など一定期間ごとに、引取りをされた個体の飼養等の状況(例えば、個体の大きさ、重量の情報、取扱いの状況及び当該内容を示した写真)について主務大臣に報告すること。
 - 地方公共団体等からの要請があった場合、許可を受けた上限までの頭数については積極的に引き取ること。

③ 捕獲実施にあたっての合意形成

県及び市町村は、捕獲に当たって、捕獲を行う地域住民、土地所有者、施設管理者等との調整、合意形成に努めます。

捕獲を行う地域の土地所有者等に対しては、必要に応じて実施内容に係る通知を行います。なお、説明を求められた場合には、直接説明し理解を得よう努めます。

また、捕獲を行う地域に存する河川、水路等土地改良施設や緑地等の管理者に対しては、実施内容に係る通知を行います。なお、説明を求められた場合には、直接説明し理解を得よう努めます。

(4) 緊急的な捕獲等

県は、希少な野生生物に被害が生じるおそれがある場合その他の緊急時には、そのおそれを取り除くため緊急的な捕獲等を実施します。この場合、(3)イ(イ)①に従って、従事者の配置、従事者への指示等を行い、捕獲された個体は(3)イ(イ)②のとおり取り扱うこととします。

傷病鳥獣、錯誤捕獲等によりアライグマが捕獲された場合には、(3)イ(イ)①に準じて手続等を行い、捕獲された個体は放野されることがないように(3)イ(イ)②に従って取り扱うこととします。

(5) 被害防止対策

アライグマによる農業被害、生活被害を低減、解消するためには、農業者や地域住民が主体となって被害地への侵入を防止すること、農地において防護柵やネットを設置すること、家屋において侵入口をふさぐこと等の対策を講じることが重要です。

また、農地及び人家周辺にアライグマを近づけないためには、農業者や地域住民等が連携し、地域ぐるみで誘引要因の除去を徹底することが重要です。具体的には、農地周辺ではアライグマの餌場としないよう農地に取り残し野菜や果実を放置せず、適切な処分を行うとともに、人家周辺においては屋外に生ごみ等を放置しない等適切な環境管理を行うこととします。

県及び市町村は、施設管理者や地域住民への効果的な被害防止対策に関する情報提供や実施の働きかけを行います。

(6) モニタリング・調査研究

ア モニタリング

市町村は、毎年度、アライグマの目撃情報、設置したわなの位置、個数、設置期間、捕獲数等の捕獲状況、捕獲個体情報、被害状況、対策の実施状況等を把握し、県に報告します。

県は、市町村からの報告による情報をとりまとめ、分布状況、捕獲状況を把握し、市町村と共有することで、より効果的な防除を推進します。

また、特に保護すべき動植物の生息分布や被害状況を併せて把握し、防除の効果を検証します。

さらに、これまでの市町村からの報告による情報収集に加えて、各種市民団体、公園利用者、登山者等からの情報収集に努め、市町村とも連携した痕跡の把握を行います。

こうした県民等との更なる連携等により収集した情報等をとりまとめ、生息状況を把握するとともに、各地域の効果的な対策に活かします。

なお、県は、人獣共通感染症であるアライグマ回虫症等の感染状況を把握するため、捕獲した個体の検査をします。

イ 調査研究

県及び市町村は、効果的な防除手法の検討や、生息状況及び被害状況を把握するための調査方法について、大学、試験研究機関等の協力を得て調査研究を行います。

ウ 普及啓発など情報発信

県及び市町村は、広く施設管理者や県民に向けて、アライグマの問題や防除の必要性について、生態系への影響や感染症のリスクなどの情報も含めて、出来るだけわかりやすい情報発信に努め、防除実施計画の取組への県民の理解と協力の促進を図ります。

また、県、市町村、農業者団体等は、生活被害を防ぐために、個人レベルでできる住宅侵入を防ぐ方法、敷地内の果実やペットをアライグマから守る方法や、地域レベルでできるすみかや誘引物を減らす環境整備対策など、役に立つ具体的な手法を動画やリーフレット等で発信します。

また、防除対策に取り組む主体に向けて、被害防止対策の手法に加えて、捕獲の成功事例などを講習会の開催やパンフレットの活用等を通じて紹介するとともに、生物多様性の保全に取り組む団体等に向けて取組事例を紹介するなど情報提供の充実を図ります。

(7) 推進体制

ア 計画の実施

計画の実施に当たっては、県及び市町村を防除主体として、住民、施設管理者、農業者、農業者団体、自然保護団体、研究機関等が連携して実施します。県は、市町村が実施する防除事業に対して、財政的、技術的支援を行うとともに、地域ごとの市町村等が構成員となっている地域鳥獣対策協議会において、広域的な防除対策や体制整備等について検討を進めます。

また、アライグマに起因する可能性のある感染症の予防及び緊急対応に備え、県は、市町村や試験研究機関等と連携し、体制整備を行います。

さらに、アライグマによる被害は、都県境を越えて分布拡大していくおそれがあるため、近隣都県と、生息状況、被害状況、捕獲状況等の情報交換等を行い、効果的な防除に向けて連携します。

なお、分布拡大の防止のためには、生息分布域を把握する必要があることから、地域住民、施設管理者、市町村、その他の関係機関、県の間で連携し、アライグマの生息状況に関する情報共有を進めます。

各主体の役割分担

	捕獲等	被害防止対策	モニタリング・調査研究	普及啓発など情報発信
県	<ul style="list-style-type: none"> 市町村が行う防除への技術的支援 希少な動植物に被害が生じる場合の緊急捕獲等 	<ul style="list-style-type: none"> 地域に応じた被害防止対策の検討 	<ul style="list-style-type: none"> 防除実施計画の進捗管理、見直し 捕獲、目撃、被害等の情報収集・分析 対策の効果検証 調査研究結果の収集 	<ul style="list-style-type: none"> 外来生物問題の普及啓発 被害防止対策等の情報提供
市町村	<ul style="list-style-type: none"> 捕獲等の実施 住民、農家等による捕獲等への支援 従事者の育成 従事者証の交付、台帳の管理 	<ul style="list-style-type: none"> 被害防止対策の実施 農家等による被害防止対策への支援 	<ul style="list-style-type: none"> 捕獲、目撃、被害等の情報把握、報告 地域の被害防止対策の把握 	<ul style="list-style-type: none"> 外来生物問題の普及啓発 被害防止対策等の情報提供
地域住民、団体等	<ul style="list-style-type: none"> 捕獲等の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 農作物被害の防止対策 農地の適正管理 生活被害の防止対策 	<ul style="list-style-type: none"> 捕獲、目撃、被害等の報告 被害防止対策等の効果検証への協力 	
調査研究機関	<ul style="list-style-type: none"> 捕獲方法、処分方法の調査研究 	<ul style="list-style-type: none"> 被害防止対策の調査研究 	<ul style="list-style-type: none"> モニタリング手法等の調査研究 感染症の検査 	

イ 進行管理

県は、市町村が策定する事業計画に基づく事業の実施状況を取りまとめ、モニタリング結果等と合わせて効果検証を行います。

県及び市町村は、その効果検証の結果を事業に反映するよう努めるとともに、第4次計画の目標や防除方法等について大幅な変更が必要な場合には、県は第4次計画を見直します。

なお、必要に応じて、神奈川県鳥獣総合対策協議会外来生物等対策専門部会に報告します。

<進行管理の流れ>

